

令和2年4月1日以後開始連結事業年度等分
連結申告用

別表一の二 各連結事業年度の連結所得に係る申告書
令二・四・一以後終了連結事業年度等分

【No.7】当連結事業年度終了の時における資本金の額若しくは出資金の額が1億円超である連結親法人、一若しくは完全支配関係のある複数の大法人（資本金の額又は出資金の額が5億円以上の法人等）に発行済株式等の全部を保有されている連結親法人又は適用除外事業者（当連結事業年度開始の日前3年以内に終了した各連結事業年度の連結所得金額の年平均額が15億円を超える連結親法人）であるにもかかわらず、軽減税率を適用していませんか。

【No.1】電子申告義務がある連結親法人（当連結事業年度開始の時における資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人、相互会社）の場合、法人税及び地方法人税の申告書並びにこれらの申告書に添付すべきものとされている書類の全てを電子申告により提出しようとしていますか。

令和□□年□□月□□日

所	業種目	概況書	要否	別表等	*
連結親法人 整理番号					
法人区分	普通法人 協同組合等又は 特定の医療法人	税			
期末現在の資本金の額又は出資金の額	円	非中小法人			
同上が1億円以下の普通法人のうち中小法人に該当しないもの					
同非区分	特種会社 同族会社 同業会社 非同業会社	署			
旧納稅地及び 旧法人名等		処理			
添付書類	貸借対照表、損益計算書、株主(社員)資本等変動計算書又は損益金算分書、勘定科目内訳明細書、個別帰属額に関する書類、季業報告書、組織再編成に係る契約書等の写し、組織再編成に係る移転資本等の明細書				

申告書
申告書

翌年以降
添付要否
要
否
適用額明細書
提出の有無
有
無

税理士法第30条の書面提出有
税理士法第33条の2の書面提出有

【No.2】連結確定申告書には、連結親法人及び連結子法人の次に掲げる書類を添付していますか。

- ① 貸借対照表、損益計算書（販売費及び一般管理費の内訳書を含みます。）
- ② 株主資本等変動計算書等（株主資本等変動計算書、社員資本等変動計算書又は損益金の処分表）
- ③ 勘定科目内訳明細書
- ④ 連結法人税の個別帰属額、連結地方法人税の個別帰属額及びこれらの計算の基礎を記載した書類
- ⑤ 連結親法人の会社事業概況書（連結親法人との間に完全支配関係がある法人との関係を系統的に示した図を含みます。）
- ⑥ 組織再編成に係る契約書等の写し（組織再編成が行われた場合）
- ⑦ 組織再編成に係る主要な事項の明細書（組織再編成が行われた場合）
- ⑧ 適用額明細書（法人税関係特別措置のうち税額又は所得金額を減少させるもの等の適用を受ける場合）（租特透明化法第3条）

【No.5】15欄及び43欄に、中間申告分の税額を正しく記載していますか。

連 結 申 告 の 法 人 税 額 計 (4)+(5)+(7)+(9)	15	00
差 引 確 定 (法 人 税 額 (4)-(15))	16	00

課税標準法人税額 の 基 準 法 人 税 額 の 準 則 法 算 入 算 (33)+(34)	33	00
課税標準法人税額 に 基 づ く 外 部 取 引 等 に よ る 税 額 の 算 入 算 (33)+(34)	34	00
地 方 法 人 税 額 (58)	36	00
課税連絡留保金額に係る地方法人税額 (59)	37	00
所得地方法人税額 (30)+(37)	38	00
外 國 税 額 の 控 除 額 (別表六の二(2)[20])	40	00
差 引 地 方 法 人 税 額 (38)-(39)-(40)-(41)	41	00
中間申告分の地方法人税額 (別表七の二(2)[43])	43	00
差 引 確 定 (中間申告の場合はその) 地方法人税額 (42)-(43)(場合は、(45)に記入)	44	00

【No.3】当連結事業年度に適用される別表を使用していますか。

額 (25)+(26)+(27)	20	00
この申告前の連結所得 額又は連結欠損金額 (60)	29	00
この申告により納付 すべき税額又は 減少する還付請求税額 (65)	30	00
連絡欠損金等の当期控除額 (別表七の二(3)の計算 結果)	00	00
翌期へ繰り越す連 絡(別表七の二(5))	00	00
この申告による還付額 (43)-(42)	45	00
地 方 法 人 税 額 の 算 入 算 (30)+(37)	48	0000
課税標準法人税額 (70)	49	0000
この申告により納付 すべき地方法人税額 (74)	49	0000
銀 行 金 庫 ・ 組 合 農 協 ・ 漁 協	本 店 ・ 支 店 出 張 所 預 金 本 所 ・ 支 所	郵 便 局 名 等
口 座 番 号 ※ 税 務 署 處 理 欄	ゆ う よ う 銀 行 の 貯 金 記 号 番 号	-

【No.6】地方法人税額の計算につき、別表一の二次葉の56~59欄により計算していますか。

【No.6】40欄の金額は、別表六の二(2)の20欄の金額と一致していますか。

税
理
士
署
名
押
印
印